

産廃問題を機に地権者同士で里山の自然を後世に伝える公園づくり

27. 桜宮自然公園【千葉県多古町】

範 囲		北総台地の東部に位置する多古町にある、奥行き約 500mほどの谷津田	
所 在 地		千葉県多古町染井	
生 物 地 理 区 分		コナラ林(東日本)	
環 境 要 素		二次林、水田、小川・水路、池沼・湿地	
自然条件	地 形	町中央部を南北に流れる栗山川の流域は、低地で水田地帯が広がり、多古米の産地となっている。 北部及び東部は、台地が広がり畑地帯を囲むように山林が緩傾斜面に分布している。 対象地は高さ 50m程度の起伏の丘陵地の谷戸部となっている。	 撮影時期：H20 年 11 月 秋の日差しに映える里山
	植 生・生物等	対象地の周辺はナラ、クヌギ、シイなどの雑木林、スギの人工林、植樹されたサクラ等に囲まれる。ヤマユリ、ヤマツツジ、ワラビ等が生育し、動物はサシバ、アオサギ、シロサギ、カワセミ、カモ、メダカ、ヘビ、カエル、カブトムシ、トンボ、チョウ、バッタ、クモ等が生育。	
社会条件	人口(市町村)	16,006人(農家率 27.6%、副業的兼業農家が多い) 多古町のデータ(H22年)	
	土 地 利 用	町総面積の 44.4%が田畑、26.0%が山林である。 多古町のデータ(H22年)	
	歴 史・文 化	古代、多古という名前の由来とされる多くの湖があった時代、丘陵は先人たちの良好な居住の場であった。そして湖の残した肥沃な土壌は、質の高い農作物の糧となり、安定した生活を支えていた。人々は豊かな自然のもとで互いに助け合い、良好なコミュニティを形成するとともに、本町独自の歴史や文化を育んできた。	
法指定、行政による評価の状況	自然環境・景観保全や国土保全に関わる地域指定等	該当なし	
	すぐれた自然、景観、伝統文化などとしての選定	千葉県里山条例に基づく「里山活動協定」の認定 読売新聞社「日本の里地里山 30 保全活動コンテスト」の 30 団体の一つとして選定(H16) 農水省、農村環境整備センター「田園自然再生コンクール オーライ！ニッポン賞」受賞(H18)	

桜宮自然公園					
取組主体	タイプ	地元集落等：集落、地権者など地元の関係者が中心となった取組			
	主な主体	名 称	概 要		
		染井・桜宮自然公園をつくる会	谷津田の周辺を里山の自然伝える公園として整備するために地権者や地域住民等によりつくられた団体。		
経 緯		産廃業者が残土埋立用地の候補地として県に申請したことがきっかけとなり、水田（休耕田）の地権者が協議し、荒廃した谷津田を里山の自然を伝える公園として整備し後世に伝えることを決定。「桜宮自然公園をつくる会」を地元農家、地域住民、都市住民が参加して組織した。町の里山景観形成事業の一つとして、地域住民も下草刈りやビオトープ整備などにボランティアで参加し、公園整備が行われた。			
支 援 措 置		多古町里山景観形成事業（公園整備）			
取組の目的・目標		対象地に隣接するエリアには現在も産業廃棄物の中間処理場が企業によって計画され、その申請書が県に提出されている。「里山」としての風景を残している貴重な地域として、自然景観を保全し、次世代へと継承することが、「今を生きる者」の重要な責務であるとの考えに立ち、地権者が中心となって自然公園を整備した。広く住民の保全活動への参加を募りながら、住民の憩いの場として活用していく。			
取組分野内容	農林業を通じた里山や草地の利用（管理）の維持・活性化	該当なし			
	バイオマスなど新たな資源としての利用	【対象となる資源】 該当なし			
	環境教育や自然体験、エコツーリズムの場としての利用	自 然 観 察 会	町内小学校の遠足や授業で来園		
		環 境 教 育 ・ 学 習 活 動	リーダー養成講座開催（別団体が主催）、小学生の里山体験学習		
		里地里山体験・環境保全	町の文化祭「いきいきフェスタTAKO」で里山体験イベントを実施（公園の説明、散策、古代米刈り取り作業体験等）		
		農 林 業 体 験 活 動			
		エ コ ツ ア ー			
		そ の 他			
	野生動植物やその生息地の保全・管理	休耕田を利用したビオトープ（自然保護区域）を整備し、ホタル、カエルの生息できる環境を保全管理 野草の育成			
	地域の良好な景観の保全・修復	荒廃した谷津田を修復し自然公園を整備（道路整備・改修、周囲の山林の下草刈り、篠竹の刈り取り、駐車場・トイレ・ベンチ等利便施設整備） 草刈、散策道の整備、畦づくり、苗木の植林、林の手入れ等による維持管理			
	里地里山の伝統的な生活文化の知恵や技術の継承	対 象	生 活 行 事	【文化財指定】	
			資源利用技術		
そ の 他					
しめ縄づくり技術の講習、勉強会開催、記録写真集を町の文化祭に出展					
連 携 ・ 協 働		・公園整備時に地域住民が下草刈りやビオトープづくりなどにボランティアで参加 ・町（自然景観形成事業認定）、県（里山活動協定認定） ・地権者（土地の無償貸付、笹竹刈り・下草刈りを承諾） ・他団体・研究者等（講座開催・指導・交流）			



撮影時期：H20 年 6 月
小学生のザリガニ釣り



撮影時期：



撮影時期：



公園配置図

景観としての
利用・評価

桜の宮自然公園のホームページがある
NHKテレビ等で放送されている

取組の特徴

地権者から土地を無償で借り受け里山環境を公園として再生、人と自然が調和する身近な里山として知られ来訪者も多い。
産業廃棄物の中間処理場の設置計画がきっかけとなり、地権者および住民が「里山」環境の価値を再認識。保全の手法として公園化を決定した。整備に当たっては町の里山景観形成事業に採択され、作業には地域住民が参加。直接の対象地である谷津田の両側の山林については、里山の景観の維持、保全のため所有者と話し合い、下草刈等の管理協定を結んでいる。

【参照資料】

桜宮自然公園 HP (<http://park15.wakwak.com/~sakuramiya/index.html>)

多古町 HP (<http://www.town.tako.chiba.jp/index.html>)

日本の里地里山 30 応募資料

H18 田園自然再生応募資料